

参考資料

下記の内容については、箕面市議会の議決（予算案件・承認案件等）が条件となっています。

1．保育所運営費及び各種運営費補助等

- (1) 保育所は、「箕面市民間保育所運営費等補助金交付要綱」及び「箕面市一時保育事業補助金交付要綱」を参照してください。
- (2) 幼稚園は、「箕面市私立幼稚園補助金交付要綱」、「箕面市私立幼稚園連盟補助金交付要綱」及び「箕面市私立幼稚園長時間保育事業補助金交付要綱」を参照してください。
- (3) 幼稚園の支援教育に対する補助金は、箕面市民間保育所運営費等補助金の準用を想定してください。
- (4) 新市街地であることを考慮し、人口定着までの特例措置としての施設経営に対する補助金の設置を検討しています。

2．幼稚園に係る保護者補助金

幼稚園は、「箕面市私立幼稚園児の保護者補助金の交付に関する条例及び同規則」及び「箕面市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」を参照してください。

3．施設整備費補助金

国が示す認定こども園施設整備費国庫補助金に係る基準額の4分の3相当額を想定してください。但し、保育所部分については、上記基準額の4分の4相当額とします。

4．土地貸付に係る条件

次の場合は、契約を解除することがあります。

なお、契約解除に伴う土地の返還の際には、更地とすることを原則とします。

本市の承諾を得ずに用地を保育所又は幼稚園以外の用途に供したとき

借地権を譲渡したとき

土地を転貸したとき

建物の所有権を移転したとき

本市の承諾を得ずに建物に抵当権を設定したとき

本市の承諾を得ずに土地の形状・形質を変更したとき

本市の承諾を得ずに土地上の建物を増改築したとき

当該借受法人自らが保育所及び幼稚園を運営しないとき

その他契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき